

施策マネジメントシート

基本施策名	10高齢期の充実した生活への支援	施策統括課	高齢者支援課	氏名	赤尾 政則
政策名	41保健・福祉	主な関係課	地域包括ケア推進担当、健康まちづくり戦略室、保健センター担当、福祉総務課		

1 施策の目的と指標

① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等

65才以上の市民(高齢者)

② 施策の目的

高齢者が生きがいを持ち、地域社会を支える一員としていきいきと活躍できるように環境を整えるとともに、病気や認知症になっても住み慣れた地域で最後まで安心して暮らせるまちを目指す。

③ 対象指標(対象の大きさを表す指標) 数字は記入しない

名称		単位
ア	65歳以上人口	人
イ		
ウ		
エ		

④ 成果指標(意図の達成度の指標) 数字は記入しない

名称(展開方向ごとに記載)		単位
1	ア 75歳以上の要介護認定率	%
	イ 自主活動グループ数(活動場所)	か所
2	ア 高齢者の就労率	%
	イ 高齢者の社会参加率	%
	ウ 孤立化のリスクが高い高齢者の割合	%
3	ア 高齢者からの新規相談対応件数	件
	イ 市が高齢者の相談や支援を充分に行っていると思う市民の割合	%
4	ア 要介護認定者のうち在宅で過ごす人の割合	%

2 第2次基本計画期間(令和2～令和9年度)内における取組内容

施策の展開方向		目的	手段(具体的な取組内容)
1	介護予防と生きがい活動の推進	高齢者が自らの健康管理に努め、予防的な観点を生活に取り入れながら、いきいきと暮らせるように支援します。	◆元気な高齢者も対象とした生きがい活動ともなる事業を中心に、介護予防事業を推進します。 ◆高齢期の生活や健康の保持について学びあうことができる環境を整えます。 ◆高齢者のサロン活動や生きがい就労を支援します。 ◆高齢者自らが主体となった介護予防活動を推進し、フレイル(虚弱)を防止します。 ◆地域の集いの場の創出を支援し、高齢者の社会参加を促します。
2	高齢者の支え合い体制の構築	高齢者の孤立を防止し、社会参加を通じて、つながりのある支え合い体制を構築します。	◆高齢者の見守り活動等により、元気な高齢者が、周り的高齢者を支える仕組みづくりを推進します。 ◆生活支援の基盤としてのシルバー人材センターとの連携を強化します。
3	安心して暮らせる生活基盤の充実	高齢者やその家族が安心して生活できるよう支援します。	◆生活、介護、医療等の相談を総合的に受け、きちんと支援につながるようきめ細やかに対応します。 ◆高齢者の生活に関わる意思決定を本人が行えるよう支援します。
4	高齢者の在宅療養生活の充実	加齢に伴い、病気や認知症になっても、安心して地域で暮らせるようにします。	◆医療と介護、保健が連携した在宅療養の支援体制を整備します。 ◆認知症の特徴や認知症の方への対応などについて市民へ周知・啓発を行うとともに、地域を巻き込んで日常生活を支える取り組みを進めます。

3 総事業費・指標等の実績推移と目標値、実績状況把握

		単位	数値区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	目標達成度			
対象指標	ア	人	見込み値						19,006	19,319	19,628	達成・ 未達成	前年度 比較		
			実績値	18,008	18,208	18,226	18,407	18,640							
		イ	見込み値												
			実績値												
	ウ		見込み値												
			実績値												
	エ		見込み値												
			実績値												
成果指標	展開方向1	ア	%	成り行き値				34.9	35.0	35.1	35.2	35.3	未達成	向上	
				目標値	33.8	33.7	33.6	33.5	33.4	33.3	33.2	33.1			
				実績値	35.1%	35.2%	35.2%	34.8%	34.2%						
			基本計画における 指標の説明又は出典元		75歳以上の要介護認定率 指標の説明:75歳以上の要支援・要介護認定者数／75歳以上高齢者数										
		イ	箇所	成り行き値				137	139	141	142	144	達成	向上	
				目標値	124	125	126	127	128	129	130	131			
				実績値	124	117	140	137	151						
			基本計画における 指標の説明又は出典元		自主活動グループ数(活動場所) 指標の説明:市が把握する高齢者の自主活動グループ数										
	展開方向2	ア	%	成り行き値											
				目標値			24.3		25.8						
				実績値	-	-	70.4%	-	-						
			基本計画における 指標の説明又は出典元		高齢者の就労率 指標の説明:高齢者の就労率(日常生活圏域ニーズ調査の抽出数(収入のある就労者 ／調査回答者数))										
		イ	%	成り行き値											
				目標値			15.6		17.6						
				実績値	-	-		-	-						
			基本計画における 指標の説明又は出典元		高齢者の社会参加率 指標の説明:高齢者の社会参加率(日常生活圏域ニーズ調査の抽出数(見守り支援活 動参加者数／調査回答者数))										
	ウ	%	成り行き値												
			目標値			5.7		5.4							
			実績値	-	-	3.2	-	-							
		基本計画における 指標の説明又は出典元		孤立化のリスクが高い高齢者の割合 指標の説明:日常生活圏域ニーズ調査の抽出数(閉じこもりリスクのある高齢者数/調 査回答者数)											
	展開方向3	ア	件	成り行き値									未達成	低下	
				目標値	4,027	4,047	4,067	4,087	4,107	4,127	4,147	4,167			
				実績値	4,732	3,659	3,862	3,872	3,664						
			基本計画における 指標の説明又は出典元		高齢者からの新規相談対応件数										
イ		%	成り行き値									未達成	低下		
			目標値	27.5	28.5	29.5	30.5	31.5	32.5	33.5	34.5				
			実績値	26.7	28.5		29.4	27.3							
		基本計画における 指標の説明又は出典元		市が高齢者の相談や支援を充分に行っていると思う市民の割合 指標の出典元:国立市市民意識調査											
展開方向4	ア	%	成り行き値								達成	維持			
			目標値	83.3%	83.8%	84.3%	84.8%	85.3%	85.8%	86.3%			86.8%		
			実績値	87.9%	88.0%	88.1%	87.9%	88.1%							
	基本計画における 指標の説明又は出典元		要介護認定者のうち在宅で過ごす人の割合 指標の説明:施設未利用の要介護認定被保険者数／要介護認定被保険者数)												
施策コスト	事業費	財源内訳	事務事業数	本数											
			国庫支出金	千円											
			都道府県支出金	千円											
			地方債	千円											
			その他	千円											
			一般財源	千円											
			事業費計 (A)	千円	0	0	0	0	0	0	0	0			0
			延べ業務時間	時間											
人件費	人件費計 (B)	千円													
	トータルコスト(A)+(B)	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0				

4 施策の成果指標実績値に対する評価

(1) 施策全体の成果実績目標達成度 A(高度に達成)～E(ほぼ未達成)

C:一部の成果指標について目標を達成した

(2) 時系列比較(過去3ヶ年の比較) A(かなり向上)～E(かなり低下)

C:成果はほとんど変わらない(横ばい状態)

(3) 上記(1)(2)の理由・背景として考えられること(数値で表せない定性的評価もあれば記載する)

介護予防事業や、生活支援体制整備事業を中心とした事業成果が徐々に表れてきており、展開方向1、2について成果向上が見られる。展開方向3については、相談件数は若干低下しているが、経年でみると年ごとに増減している推移であり、維持傾向と見なせるが、市民意識調査結果は、2ポイント低下しており、成果の低下となっている。

5 施策の現状 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？

・国では、団塊の世代の全てが75 歳以上となる令和7(2025)年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していくとしている。

・実際に令和7(2025)年度を迎えて、国全体の今後の人口推移としては令和22(2040)年ごろまで高齢者人口が伸び続ける見込みであることや、75歳以上人口の割合の増加、85歳以上人口の急激な進展が予測されている。これらに伴い、単身高齢者、認知症高齢者のさらなる増加も見込まれる。加えて、これまでの「高齢者の急増」から「生産年齢人口の急減」に局面が変化するといわれている。このような状況下において、今後は高齢者人口のピークと予想される令和22(2040)年の状態を予測しつつ、これに対応できるよう、これまで構築してきた地域包括ケアシステムをさらに進め、また地域ごとのカスタマイズを図り、施策を検討していく必要があることが示されている。

・人生100年時代における健康寿命の延伸及び社会保障制度の持続に向け、インセンティブの活用、年金の繰り上げ、定年延長などの動きあり。

・75歳以上の高齢者に対する保健事業を介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することや、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるようになる改正健康保険法が令和2年度から施行されている。

・令和5(2023)年に認知症基本法が成立したことに伴い、「新しい認知症観」が提唱され、各市町村においても国や都の計画に基づき、認知症施策推進基本計画の策定が努力義務となっている。

(2) この施策に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

・地域包括ケアシステムの施策のうち、介護予防、生活支援に資するため、介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体の取り組みを充実させてほしいとの意見をいただいている。

・地域包括ケアシステムの施策のうち、介護を支える介護保険事業を持続可能とするために、介護を担う人材を確保して欲しいとの意見を各介護保険事業所から頂いている。

・地域包括ケアシステムの施策のうち、住まいについて、一人暮らしになった場合の住居の確保についての課題や、要介護になった場合の住まいの確保について取り組んで欲しいと議会や住民から要望されている。

・国立市において地域包括ケアシステムを実現するためには、在宅要介護者に対する夜間のケア提供が必要とされるため、その仕組みづくりに取り組んでほしいと審議会である介護保険運営協議会から意見を頂いている。また、同様の意見を市議会からもいただいている。

(3) この施策に関して他自治体の取組状況と比較して国立市の取組状況はどうか？

・高齢者の個別支援の要である地域包括支援センターについて、多くの他自治体は委託型地域包括支援センターを設置している中、国立市は直営のみで取り組んでおり、庁内他部署との連携も緊密にとり易くなっている。

・他の自治体ではあまり策定していない「地域医療計画」を策定し、高齢の住民が必要とする医療について展開方針を示しており、医療の面からの高齢期の生活への支援について具体的な施策を検討出来ている。

(4) 施策の具体的な取組状況

6年度の取組状況	7年度の取組予定
・R5年度に策定した地域包括ケア計画に基づき、地域包括ケアシステムの深化を推進。 ・東二丁目市有地を活用した小規模多機能事業所の公募を実施(公募には応募なく不成立に終わった)。 ・小規模多機能型居宅介護事業所等の独自報酬を新たに導入。 ・特別給付の継続的支援体制整備事業を、保健福祉事業の介護予防支援インセンティブ交付金事業に転換。 ・介護保険運営協議会において、高齢者一般施策にかかる整理統合の議論を開始。 ・フレイル予防等各種介護予防事業の取組を推進。 ・くにたち福祉サポーターが活躍できる体制整備として、住民主体の活動をさらに支援する体制を構築。くにたち福祉サポーターと、活躍の場となる団体等とのマッチングのためのイベント等を開催。 ・委託により認知症があっても暮らしやすいまちづくりのための事業に取り組んだ。 ・新たに開始した健康ポイント事業では65歳以上212名が参加した。今後、毎年主観的健康度の変化を測定し、3年目の医療費・介護給付費の抑制効果について検証を予定している。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の一環として、健診等のデータを活用して、介護予防事業等の対象者抽出を実施した。	・次期「地域包括ケア計画」の策定に向けて、各種アンケートを実施したうえで、同計画の骨子案を作成する。 ・次期「地域包括ケア計画」を認知症施策推進基本計画と一体的に策定することとし、その準備を行う。 ・計画に基づき認知症対応型グループホーム整備のための公募を実施する。 ・フレイル予防等各種介護予防事業に取り組む。 ・フレイルサポーターの活動支援として、国立市デジタル地域通貨によるボランティアポイントを付与する施策を行う。 ・新たに、認知症リスクの低減にもつながるヒアリングフレイル予防事業を開始する。 ・介護保険事業所の事務負担軽減につながるよう、ケアプランデータ連携システム導入を推進する。 ・健康ポイント事業を継続実施し(2年目)、参加者の主観的健康度の変化等を測定しつつ、3年目の医療費・介護給付費の抑制効果の検証につなげていく。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の一環として、健診等のデータを活用した介護予防事業等の対象者抽出を継続実施するとともに、新たに「健康状態不明者」の洗い出しとアプローチを進めていく。

6 6年度の評価結果 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策の全体総括(成果実績やコスト、見直しを要する事務事業等)※基本的に展開方向ごとに記載

総合基本計画に照らして評価する(目的達成のための事務事業が適切か、事務事業の実施方法は適切か)

○成果実績

展開方向

1. 介護予防と生きがい活動の推進……高齢者人口における85歳以上の割合が増加しており指標の見直しが必要。認定率について、いわゆる水際作戦は行なわずに実質的な低下を目指して介護予防事業を行っており、認定率低下(成果向上)に結びついている。自主活動グループについては、生活支援コーディネーターを中心に育成や活動支援に取り組んでおり、その数は目標を達成している。積極的に活動している団体も多く、これらを含めた通いの場への参加率は他市に比べても高い水準である。また、能動的な参加者も多い面がある。

2. 高齢者の支え合い体制の構築……日常生活圏域ニーズ調査の対象を65歳以上としたため、就労率等の指標が大きく向上している。社会参加率はデータがとれないが、孤立化リスク割合は目標達成の状態で推移している。令和6年度には、生活支援体制整備事業の一環として、地域で中心的に活動している住民主体サービスの継続に向けた体制構築を協議し、実施した。

3. 安心して暮らせる生活基盤の充実……令和6年度の相談件数は一転して減少に転じたが、コロナ禍の特殊な値を除き、全体として増減しながらの推移となっている。総じていうと、相談件数は維持されていると見なせる。ただし、市民意識調査結果からは、市が高齢者の相談や支援を十分に行っていると思う市民の割合は低下していることは憂慮されるところである。引き続き、地域包括支援センター等においてきめ細やかな相談対応を心がけ実施したが、市内で発生した介護負担に起因した事件報道等の影響も考えられる。今後とも、よりきめ細かい相談対応や対象の方に届く支援を心がけていくとともに、痛ましい事故・事件を未然に防げるよう、注力していく。

4. 高齢者の在宅療養生活の充実……在宅で過ごす人の割合は維持されており、引き続き目標値は達成している。高齢化に伴い、独居や認知症のある高齢者が増えることが予想されるため、先んじて対応し、在宅生活が継続できる地域づくりを進めていく。

○改善余地のある事項・課題等

・国立市においては、介護予防の取組みは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施をさらに進めることで、より効果的な介護予防事業が実施でき、さらに健康寿命の延伸等につなげられる余地がある。また、令和7年度に取り組みを開始する介護予防事業のボランティアポイントについては、事業の活性化等の成果に結びつくかどうか等を注視し、必要に応じて更なる拡充が必要か検討する余地がある。また、介護予防の観点では、かねてより自主活動グループ等に参加しない方へのアプローチが課題となっており、その方法については引き続き検討が必要である。

・全国的、全産業的に賃金上昇の流れがある中で、介護サービス事業者の処遇改善は他産業の賃金上昇率には追いついていない状況がある。こうしたことも背景に、介護人材不足が深刻化しており、介護保険サービス事業所の安定的・継続的運営が脅かされる状況が続いており、市としても(生産性向上策も含めて)介護人材不足対策を検討する必要性が生じている。

・今後の高齢化のさらなる進展等により、認知症の方も地域に増えていくことが見込まれる中、あらためて市の認知症施策を振り返りつつ、今後の施策充実を図っていくことが求められている。同様に人口構成を含む社会構造の変化により、現在の状況下で不足する介護資源(事業所等)がなにかを捉えなおし、必要に応じて誘致等を行っていく必要がある。

・地域包括ケアシステムの中核である地域包括支援センターにおいては、高齢者数の増加に伴って人員補充も図られているが、相談対応の増加や困難化により、地域資源の把握・開発等の業務に力を入れられていない状況が続いている。このことから、例えば地域窓口の役割強化や人員配置の組みなおし等といった地域包括支援センター全体でのあり方の検討が必要となっている。

・総じて、状況変化に対応した施策が求められる中、その財源を生み出すことも念頭に、不断の取組として、より状況に即した施策への組替えを含めた各高齢者支援施策の点検を進めていく必要がある。

(2) 施策の6年度における総合評価

C	成果実績数値の評価(A～E)に、4(3)及び6(1)の定性的要素を加味した評価 A: 目標とする成果を挙げており、社会的要請にも十分応えられている。 B: 一定の成果を挙げているが、向上・改善の余地がある。 C: 成果向上のため、一層の努力が求められる。 D: 成果に乏しく、改善が急務である。事業の一部に見直しが必要である。 E: 現状の事業では施策の目的を達成することが困難であるため、抜本的な見直しを要する。
---	--

7 施策の課題・今後の方向性 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 8年度の取組方針

展開方向

1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組推進。介護予防事業のボランティアポイントの拡大検討。

3. 介護人材不足への対策。策定予定の権利擁護支援計画に基づく事業の実施(事業者支援を含む)。

4. 認知症支援策の充実、計画策定検討、介護保険制度の基盤整備

全体、地域包括支援センターのあり方の検討。高齢者支援施策全般の点検、事業見直し精査。

(2) 中期的な取組方針(概ね実施計画期間を想定)

「2025年問題」と言われる令和7年を迎えるなかで、今後は高齢者人口のピークと予想される令和22(2040)年の状態を予測しつつ、これに対応できるよう、これまで構築してきた地域包括ケアシステムをさらに深化させていく。特に、住民主体による支え合いの生活支援体制の実現、介護予防と保健事業の一体的実施に取り組む。

フレイルチェック会について、現在は市民主体で展開を進めており一定の浸透が図れていることから、次の展開として①医療面からのアドバイスも受けられるよう工夫を検討する。また、②民間の社会資源(ジム等)の活用(いっそうの活用)促進から、社会的処方にもつなげていく取組みを検討する。

加えて、令和9年度からの計画期間となる地域包括ケア計画の策定に取り組んでいく。同計画には、認知症施策推進基本計画を組み込んでいくことを検討する。